

社会福祉法人等による利用者負担軽減の更新

社会福祉法人等が運営する施設等で提供する介護サービスを利用する場合に、利用者負担額が軽減される制度です。

■対象者

・市町村民税非課税世帯の方で、次の要件をすべて満たす方。
①年間収入が、単身世帯で150万円以下、世帯員1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
②預貯金の額が、単身世帯で350万円以下、世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
③日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
⑤介護保険料を滞納していないこと。

■対象となるサービス
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
・短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、小規模多機能型居宅介護

■負担軽減の割合

・利用者負担額（1割自己負担、食費、居住費または滞在費の100分の25）

・老齢福祉年金受給者は、利用者負担額、食費、居住費または滞在費の100分の50

■手続き

この軽減制度を利用するためには、申請が必要です。

■申請・問い合わせ

介護保険課 介護保険班
☎0820（73）5503
または、各総合支所・出張所

社会的ひきこもり

家族教室のご案内

「社会的ひきこもり」は長期間自宅にこもり、家族以外との親密な対人関係が築けず、社会生活が長期にわたって失われている状態をいいます。

家族教室では正しい知識やよりよい対処の方法、コミュニケーションの方法を学ぶことができます。

■日程

9月13日(火)、10月20日(木)、11月1日(火)、12月13日(火)、平成29年1月10日(火)、2月14日(火)、3月14日(火)（全7回）

■時間

午後1時30分～4時

■場所

柳井健康福祉センター（柳井市古開作中東条658-1）

■対象

柳井広域圏内の思春期・青年期（概ね16歳以上）の子どもをもつ家族（10名程度）

参加申込者に対する面接実施後、結果を回答。

■参加者の選考

ただし、統合失調症等の精神疾患であることまたは当教室に4回以上の参加ができないことが明らかな場合は対象外。

■参加費

茶菓子代500円（7回分）

■申込期限

8月19日(金)

■申し込み・問い合わせ

柳井健康福祉センター健康増進課
☎0820（22）3631

平成28年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験を実施します

この試験は、病气などやむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された方等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うもので、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

■試験期日

10月27日(木)

■試験場所

山口県庁（山口市滝町1番1号）



「送り付け商法」の対処法!

【相談】

注文した覚えのない商品が突然送られてきた。受け取ってしまったが、代金を支払わなければならないのか。

【処理】

一方的に商品を送り付けられても、「承諾」の意思を示していなければ契約は成立していないので、商品の受け取り義務や代金支払い義務はありません。

商品を受け取ってしまった場合でも、商品を受け取った日から15日目以降、または引き取りを請求してから8日目以降は自由に処分できます。

なお、期間経過前に梱包を開封して中身を確認することは問題ありませんが、期間経過前に商品を使用したり、消費した場合は、購入を承諾したものとみなされますので注意してください。

【ワンポイント講座】

注文もしていないのに商品を勝手に送り付け、受け取ったことで支払い義務があると消費者に勘違いさせて代金を支払わせようとするもので、「送り付け商法」や「ネガティブオプシオン」と呼ばれています。

いったん支払ってしまうと、代金を取り戻すことは非常に難しくなります。注文した覚えのない宅配便や、断つたにもかかわらず勝手に送り付けられてきたものは、安易に受け取らないことが大切です。

ご相談は...

柳井地区広域消費生活センター

☎0820（22）2125

山口県消費生活センター

☎083（924）0999

■問い合わせ 周防大島町商工観光課

☎0820（79）1003